

政令 第二百六十八号

日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第三項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 法第二十三条第三項第三号の政令で定める災害は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害であって私立の専修学校及び各種学校に係る被害の状況その他の事情を勘案して文部科学大臣が定めるものとし、同号の政令で定める私立の専修学校又は各種学校は、当該災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（法第二十三条第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）であって前項ただし書に規定するもの以外のもの（各種学校にあつては、修業年限が二年以上であるものに限る。）とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。